

大分県公立学校情報機器整備事業費補助金交付要綱

教委教デ第625号
令和6年4月1日

(通則)

第1条 大分県公立学校情報機器整備事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、大分県補助金等交付規則（昭和四十三年四月一日大分県規則第二十七号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この要綱は、GIGAスクール構想加速化基金管理運営要領（令和6年1月29日文科科学省初等中等教育局長決定。以下「運営要領」という。）第6（1）に基づき、市町村等（情報機器をリース契約により都道府県または市町村に提供する民間事業者を含む。以下「補助事業者」という。）が実施する公立学校情報機器等整備事業（以下「整備事業」という。）に要する経費につき、大分県公立学校情報機器整備基金を活用して、補助金を交付するために必要な事項を定め、もって公立学校の学習者用コンピュータ等の情報機器等の整備を円滑に実施することを目的とする。

(交付の対象及び算定割合)

- 第3条 補助金対象事業は、運営要領第3（1）に基づいて補助事業者が行う整備事業とする。
- 2 補助金の対象経費は、運営要領別添の第3（1-1）又は（1-2）並びに（2）においてそれぞれ定められている対象経費とする。
 - 3 補助金の額は、運営要領別添の第3（1）又は（2）の定めに基づいて算定する。ただし、運営要領別添の第3（1）に定める事業に係る補助金の額は、運営要領第2（3）①アで定める事業計画（以下「整備事業計画」という。）の範囲内で交付するものとする。
 - 4 大分県知事（以下「知事」という。）は、必要に応じて市町村ごとに補助金額の上限を提示することができる。

(交付の申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、交付申請書（別記様式1-1～3）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出するものとする。
- 2 前項の場合において、市町村と民間事業者がリース契約により共同で実施する場合は、市町村と民間事業者が共同で申請を行うものとする。
 - 3 前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に

より仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第5条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、交付決定通知書（別記様式2-1～3）により速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を交付の申請をした者に通知するものとする。

2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第3項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第6条 補助事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議のあるときは、交付決定の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、申請の取下げ（別記様式3-1～3）をすることができる。

（事情変更による決定の取消し等）

第7条 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（交付決定内容の変更）

第8条 補助事業者が交付の決定の内容を変更しようとする場合には、内容変更承認申請書（別記様式4-1～3）により、知事の承認を受けなければならない。ただし、運営要領別添に掲げる第3（1）と（2）の相互間における増減であって、それぞれの配分額のいずれか低い額の20パーセント以内の軽微な変更を除く。

2 知事は、前項の承認をしたときは、速やかにその変更の内容を補助事業者へに通知（別記様式5-1～3）するものとする。

（事業の中止又は廃止）

第9条 補助事業者は、整備事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式6-1～3）により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をしたときは、速やかにその内容を補助事業者へに通知

(別記様式7-1～3)するものとする。

(事業の遅延報告)

第10条 補助事業者は、整備事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び遂行の見通しを事業遅延報告書(別記様式8-1～3)により、知事に報告しなければならない。

(状況報告)

第11条 知事は整備事業の円滑適正な遂行を図るため、必要があると認められるときは、その遂行状況に関し、市町村に報告を求めることができる。

(事業の遂行命令)

第12条 第10条及び第11条による報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、整備事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、知事は、補助事業者に対しこれらに従って当該事業を遂行すべきことを命じることがある。

2 補助事業者がこの命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、補助事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業完了実績報告書(別記様式9-1～3)に関係書類を添付して別に定める期日までに知事に実績を報告しなければならない。また、第9条の規定により、知事から事業の廃止の承認を受けた場合も、また同様とする。

2 補助事業者は、整備事業が完了せずに補助金の交付の決定をした日の属する県の会計年度が終了した場合は、翌会計年度に行う整備事業に関する計画を記載した資料を添付し、当該年度の翌年度の4月10日までに年度終了実績報告書(別記様式10-1～3)を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 前条に規定する実績報告の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に整備事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、知事は、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知(別記様式11-1～3)するものとする。

2 補助金は、補助金の額を確定した後に交付するものとする。

(補助金の交付方法)

第15条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、整備事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（別記様式12）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還（別記様式13）を命ずるものとする。

(補助金の請求)

第17条 補助事業者は、第14条の補助金確定通知書を受けたときは、補助金交付請求書（別記様式14－1～3）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第18条 第14条の規定による調査の結果、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、知事は、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることがある。

2 第13条の規定は、第1項の命令により補助事業者が必要な処置をした場合について準用する。

(交付決定の取消し)

第19条 知事は、補助事業者が次の（1）から（3）までのいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 知事は、前項の規定により交付の決定の全部又は一部の取消を行つたときは、速やかに補助事業者に通知（別記様式15－1～3）するものとする。

3 第1項の規定は、第14条により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第20条 知事は、次に掲げる事項に該当するときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じる。

（1）第19条の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、整備事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき。

（2）第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既

にその額を超える補助金が交付されているとき。

(加算金及び延滞金)

第21条 補助事業者は、第19条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部が取り消され、補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者からの申請に基づき加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止)

第22条 補助事業者が、補助金の返還を命じられたにもかかわらず当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(善管注意義務等)

第23条 整備事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(取得財産の処分の禁止等)

第24条 整備事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに整備事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、この整備事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、知事の承認を受けた場合はこの限りでない。

(取得財産の処分に係る収入の取扱い)

第25条 第24条の規定により、知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の経理)

第26条 補助事業者は、整備事業の経理について、整備事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を整備事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第27条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附則 この交付要綱は、令和6年4月1日から施行する。